

春日井市制80周年記念事業ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 市制80周年を迎える令和5年度において、春日井市制80周年記念事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用し、市民、市民団体、企業等が本市への愛着や誇りを持ち、周年の賑やかさを市内外にPRするため、ロゴマークの使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、ロゴマークとは、別表のものをいう。

(使用期限)

第3条 使用期限は、令和6年3月31日までとする。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用対象)

第5条 何人も、営利を目的としない場合は、ロゴマークを使用することができる。

2 営利を目的とした事業を営む企業、個人事業者等がロゴマークを使用する場合は、次のいずれかに該当するときに限る。

(1) 春日井市制80周年記念事業（以下「記念事業」という。）の企業ロゴが事業で使用するとき。

(2) 本市の市制80周年をPRすること目的として、次のいずれかに掲げる媒体で使用するとき。

ア 自らが管理運営するホームページ、ツイッター、インスタグラム等の電子PR媒体

イ 社員等の名刺

ウ 事業上で制作するチラシ、誌面等の発行物

エ その他、広く周知が可能な情報媒体

(3) その他、市長が適当と認めるとき。

(使用対象外)

第6条 次のいずれかに該当するときは、ロゴマークを使用することはできない。

- (1) 自らの特定の商品に掲示して販売する場合など、特定の営利事業と関連して使用するとき。ただし、前条第2項第1号を除く。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (5) その他市長が適当でないとしたとき。

（使用手続）

第7条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ春日井市制80周年記念事業ロゴマーク使用届出書（第1号様式）にロゴマークの使用方法が分かる企画書等（利用イメージ案、原稿等）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第5条第2項第1号の他、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 市民団体が記念事業の市民団体企画事業で使用する時。
- (2) 個人が非営利の目的で個人的又は家庭内で使用する時。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。

2 前項第2号の場合を除き、使用者は、ロゴマークを掲示した成果物（提出が困難である場合については、形状の分かるもの）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 春日井市制80周年記念事業ロゴマーク使用届出書（第1号様式）に記載した目的及び使用するもののみに使用すること。
- (2) 市長が別に定める事項を遵守し、定められた色、形状等で正しく使用すること。

(3) 使用者以外の者に譲渡又は転貸しないこと。

(使用の制限)

第9条 市長は、使用者がこの要領に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき、その他市長が適当でないと認めるときはロゴマークの使用を中止させることができる。

(使用状況等の調査)

第10条 市長は、ロゴマークの適正な使用を図るため必要と認めるときは、使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができる。

(事故、苦情等の処理)

第11条 使用者は、ロゴマークの使用に伴う事故、紛争等が発生したときは、自らの責任のもとに必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の事故、紛争等に関し、一切の責任を負わない。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年1月18日から施行する。

別表（第2条関係）

1 カラー



2 単色

